

# 京都府建設業職別連合国民健康保険組合

## 技能支部のご案内



### ◆ ようこそ 京都府建設業技能組合へ

現在、京都府内及びその他区域 ※1において建設業 ※2に従事されている方で、国民健康保険に未加入の方または他の健康保険に加入を検討されている方は、京都府建設業技能組合（以下、「技能組合」という。）にご連絡していただければ、京都府建設業職別連合国民健康保険組合（以下、「職別国保」という。）への加入についてご相談させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

- ※1 「その他区域」は事頁【表1】に定める地域をご参照ください。
- ※2 「建設業」は事頁【表2】に定める職業をご参照ください。



【表1】その他区域

府県名	市町村
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域、安土町
大阪府	大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市
兵庫県	神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域
奈良県	奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市
三重県	伊賀市

【表2】建設業

1	土木工事業	25	木製建具工事業	48	その他
2	造園工事業	26	床工事業		
3	舗装工事業	27	防水工事業		
4	建築工事業	28	内装工事業		
5	木造建築工事業	29	はつり・解体工事業		
6	建築リフォーム工事業	30	一般電気工事業		
7	大工工事業	31	電気配線工事業		
8	型枠大工工事業	32	電気通信工事業		
9	とび工事業	33	一般管工事業		
10	土工・コンクリート工事業	34	冷暖房設備工事業		
11	鉄骨工事業	35	給排水・衛生設備工事業		
12	鉄筋工事業	36	井戸ポンプ工事業		
13	石工事業	37	その他の管工事業		
14	れんが工事業	38	築炉工事業		
15	タイル工事業	39	熱絶縁工事業		
16	コンクリートブロック工事業	40	昇降設備工事業	・・・48 その他・・・	
17	左官工事業	41	機械器具設置工事業	① エクステリア工事業 ② サイディング工事業 ③ 信号装置工事業 ④ 建設機械運転工（コンクリートミキサー運転を除く） ⑤ 看板工 ⑥ 雑役（建築現場残材処理、清掃等）	
18	屋根工事業	42	表具師		
19	金属製屋根工事業	43	畳工事業		
20	建築板金工事業	44	設計監督		
21	建築金物工事業	45	建築設計		
22	建築塗装工事業	46	土地家屋調査士		
23	ガラス工事業	47	事業所における事務・営業		
24	金属製建具工事業				

## ◆ 京都府建設業技能組合の概要

### 👉 組合の名称

京都府建設業技能組合

### 👉 組合の所在地

〒612-8082

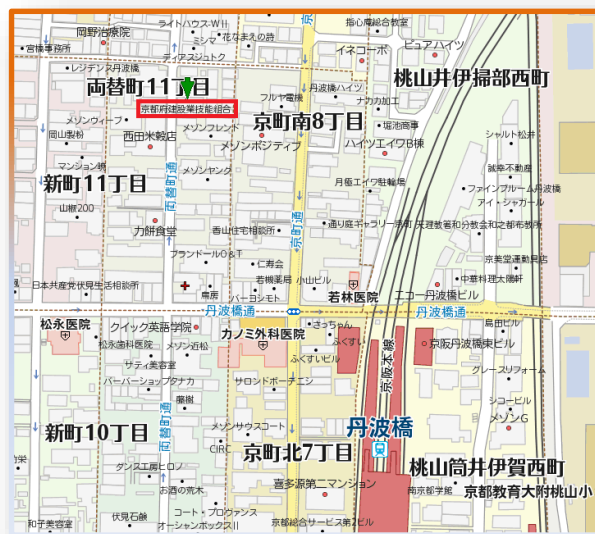
京都市伏見区両替町11丁目

233番地3

### 👉 組合の連絡先

電話 075-621-9305

FAX 075-621-9306



### 👉 交通機関

【近鉄電車】 = 近鉄丹波橋西口駅（京町通） 下車徒歩6分

【京阪電車】 = 京阪丹波橋北口駅（丹波橋通） 下車徒歩5分

### 👉 組合の設立

昭和45年5月 厚生労働省の『日雇健康保険の擬制適用』が廃止される。

昭和45年6月 京都府建設業技能組合を創立する。

昭和45年7月 京都府知事より京都府建設業職別連合国民健康保険組合設立の認可を受ける。

職別国保の設立当初は、瓦・畳・造園・**技能**・建具・建築・電気・左官・技建・表具・石材・管工事・板金・資材の建設業種団体を母体とする連合組織として発足しましたが、その後、左官・板金・資材の脱退、建築士事務所協会・土地家屋調査士会の加入を経て、今日13支部で構成されています。

### 👉 組合加入金および組合費

組合加入金および組合費については、組合事務所までお問い合わせください。



## ◆ 京都府建設業技能組合の目的

技能組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、京都府内及びその他区域で建設業に従事されている方（一人親方または5人未満の個人事業所の事業主及び従業員とその世帯に属する扶養家族）に対して国民健康保険事業を行なうことを目的とします。

※ 法人格の会社を経営されている方や5人以上の個人事業所の方は加入することはできませんのでご注意ください。

### ☞ 国民健康保険〔京都府建設業職別連合国民健康保険組合（職別国保）〕への加入

職別国保への加入については、13ある支部（母体組合）のいずれかに所属していただく必要があります。技能組合は、職別国保の「技能支部」として国民健康保険の事務運営を行っていますので、技能組合に加入していただくことで、職別国保の被保険者になることができます。

### ☞ 国民健康保険の事業内容

職別国保の国民健康保険事業はホームページに記載のとおりです。  
詳しくはホームページ上でご確認ください。



職別国保ホームページ



国保だより



健康診査案内冊子

#### 【保険給付】

組合員及びご家族が病気・けが・死亡・出産などで給付が必要になったとき、病院にかかられた際の医療費負担や高額療養費・入院時の食事療養費の支給など、様々な給付を行っています。

#### 【保健事業】

組合員とご家族の健康の保持・増進を図る事業です。健康情報誌等の配付、人間ドック費用の助成、インフルエンザ予防接種費用の助成、歯科健診費用の助成、保健師による訪問保健指導など疾病予防を目的とした事業を行っています。

## ◆ 保険料

職別国保の保険料（月額）は下表のとおりです。

技能組合へ加入後は、下表の保険料に加え組合費が必要となります。

### ◇ 国民健康保険料（月額）

種別		医療分保険料	後期高齢者 支援金等 保険料	※介護保険料 (第2号被保険者)	後期高齢者 組合員保険料
組合員	24歳まで	9,000円	3,000円	—	—
	25歳から29歳まで	12,500円	3,000円	—	—
	30歳から69歳まで	14,500円	3,000円	3,500円	—
	70歳から74歳まで	13,500円	3,000円	—	—
	75歳以上 (資格を継続 したとき)	—	—	—	1,000円
家族 (1人につき)		4,000円	2,000円	2,000円	—

※ 介護保険料は、40歳以上65歳未満の人のみ

### ◇ 保険料の算出

- 医療分・介護分・後期高齢者支援金等分・後期高齢者組合員分の保険料は上表のとおりです。
- 保険料は「年齢」及び「組合員と家族の区分」により決定されます。  
各々の保険料の算出方法については、以下をご参照ください。

#### 【組合員の保険料等】

- (1) 40歳未満の保険料等  
医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費
- (2) 40歳～64歳未満の保険料等  
医療分保険料 + 介護保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費
- (3) 65歳～74歳未満の保険料等  
医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費
- (4) 75歳以上の保険料等  
後期高齢者組合員分保険料 + 組合費

【ご家族の保険料等】

(1) 0歳～40未満の保険料等

医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(2) 40歳～64歳の保険料等

医療分保険料 + 介護分+後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(3) 65歳～74歳の保険料等

医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(4) 75歳以上の保険料等

後期高齢者組合員分保険料 + 組合費

◆ 健康増進（福祉）事業

組合員及びご家族の健康の保持・増進を目的として、年1回スポーツ大会（ボーリングやウォーキング等）の健康増進事業を行ないます。

以上